

P C B 含有のシーリング材の取扱いについて

P C B 含有シーリングの問題経緯

P C B はポリ塩化ビフェニル (Poly Chloro Biphenyl) の略で、電灯の安定器、変圧器、家電製品のペーパーコンデンサ等に使用されてきました。それに加え、**建物のシーリング**にも含まれていることが兵庫県立健康環境科学センターの調査で分かりました。

同センターが実施した調査では、2000 年から 2002 年にかけて 68~72 年に完成した県内の公共建築 82 件のうち、8 件で PCB 含有シーリング材 (PCB 含有率は 0.05%~19.1%) が使用されていました。うち 2 つの建物では室内空気中の P C B 濃度が、1 立方メートルあたり 65 ナノグラムと 386 ナノグラムで、周辺大気の数百倍でした。しかし、環境庁が 72 年に作った暫定基準では 500 ナノグラム以下で「汚染は健康に影響のないレベル」としています。

建築用シーリング材について

シーリング材には、シリコーン系、变成シリコーン系、ポリウレタン系等ありますが、P C B 含有的シーリングは**ポリサルファイド系シーリング材**に限定されます。使用部位としてはガラスの止め材としてやコンクリートの打ち継ぎ目地などです。また、**1968年から1972年までに製造されたシーリング材**に P C B が含まれています。1972 年 1 月に P C B の使用自粛通達があった為、1973 年以降に製造されたものには含まれていません。

保全ニュースのホームページを更新致しました。保全ニュースのバックナンバーや建物用語集等を新たに加えております。興味のある方は下記のアドレスを御覧下さい。

<http://www.thr.mlit.go.jp/tohokunet/seibi/hozon/hozens.html>

既存 P C B 含有シーリング材の取扱い

既存建物に使用されている場合であっても、P C B の空気中の濃度は基準値を下回っているため、放置しても健康に影響はないとされています。ただし、P C B 含有的ポリサルファイド系シーリング材を使用した建築物を**改修、解体**する場合は、施設管理者は処理方法が確立されるまで適正に**保管**しなければなりません。

P C B 廃棄物を所有する施設管理者の責務

1. 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（講習会受講者）
2. 県または市（保健所を設置してある場合）に保管状況を毎年 6 月 30 日迄に届けることが義務付けられています。
3. **保管の委託や、譲渡することはできません。**
4. 管理者が変われば 30 日以内に届け出る必要があります。

照明器具の安定器等で PCB を保管されている施設が多くあると思いますが、未だ処理施設等がない状態です。他の者に委託等できませんので引き続き保管をお願いします。

※詳しくは下記の環境省ホームページを御覧下さい。
<http://www.env.go.jp/recycle/poly pcb-pamph/index.html>

